

第1回 政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会 議事録

1 日時： 平成22年12月8日（水）15:00～17:02

2 場所： 第4合同庁舎1214特別会議室

3. 出席者：

（専門調査会委員出席者）

市原 兼久 愛知県県民生活部社会活動推進課主幹

稲継 裕昭 早稲田大学大学院公共経営研究科教授

岩永 幸三 佐賀県監査委員事務局副監査監

駒崎 弘樹 特定非営利活動法人フローレンス代表理事

塚本 一郎 明治大学経営学部公共経営学科教授

濱口 博史 弁護士

松原 明 特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会副代表理事

横石 知二 株式会社いんどり代表取締役社長

吉田 純夫 市民討議会推進ネットワーク代表、NPO法人みたか市民協働ネットワーク理事

（「新しい公共」推進会議委員出席者）

兼間 道子 特定非営利活動法人日本ケアシステム協会会長・新しい公共をつくる市民キャビネット共同代表

坪郷 實 早稲田大学社会科学総合学院教授

寺脇 研 京都造形芸術大学芸術学部教授

藤岡 喜美子 特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長、一般社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事兼事務局長

（政府出席者）

逢坂 誠二 総務大臣政務官

宮崎 徹 内閣府参与

松山 健士 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）

山内 健生 内閣府官房審議官（経済社会システム担当）

田和 宏 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）

4. 議題：

- ・ 専門調査会の進め方について
- ・ 「新しい公共」と行政の関係のあり方について
- ・ 意見交換

――
○稲継座長 皆さん、こんにちは。「新しい公共」推進会議の金子座長様の方から、専門調査会の座長に指名されました、稲継と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会」を開会いたします。本日は、井上委員は所用により御欠席となっております。また、本日は第1回の調査会ということもあり、「新しい公共」推進会議から兼間委員、坪郷委員、遅れて寺脇委員、藤岡委員に御参加をいただいております。なお、後ほど、逢坂政務官が御到着になりごあいさつをいただく予定をしておりますので、その間、若干討議を中断させていただきます。

議論の開始に先立ちまして、専門調査会の運営要領について確認させていただきます。専門調査会の運営については、「新しい公共」推進会議の金子座長と御相談させていただきました。これからの議事運営は、お手元の資料1の運営要領に沿って進めさせていただきますと思います。

会議は、インターネットを通じた録画配信により公開すること、会議資料、議事録については、内閣府ホームページ上において公開を行うこととしますので、御確認くださいようよろしくお願いいたします。

まず、この専門調査会の進め方につきまして議題とさせていただきたいと思います。山内審議官の方から、資料について御説明をお願いいたします。

○山内内閣府官房審議官 内閣府で「新しい公共」を担当しております審議官の山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私から若干御説明をさせていただきたいと思います。資料のずっと後の方になりますけれども、右肩に「参考資料1」と書いた1枚ものの資料がございますので、まずそれをごらんいただきたいと思います。これはもう言うまでもないことかもしれませんが、当専門調査会は「新しい公共」推進会議、言わばこの会議の親会議から、具体的に検討事項を指定されておまして、この指定の中でいろいろ御議論をいただくということでございます。

参考資料の一番下に（検討事項）として5つほどポツがございます。読ませていただきます。

- ・「新しい公共」と行政の連携の在り方。
- ・行政と市民セクター等との公契約や協約の在り方。
- ・行政と市民セクター等との相互交流の推進。
- ・「新しい公共」の活動基盤整備。
- ・住民同士の支え合いのネットワークづくりへの支援。

一応この5本柱ということになってございますが、次に資料2をごらんいただきたいと思います。今、申し上げました参考資料1の方で書かれました5本の柱を、我々事務局の方で3本に整理し直してございます。資料2の「1. 検討事項」として（1）～（3）までございます。

「(1)『新しい公共』と行政の関係のあり方」は、非常に広いものとして考えてございまして、先ほどの参考資料1の中で言えば、上3つと一番下の4つのポツを(1)で全部読み込んでいると御理解いただければと思います。

参考資料1の下から2つ目、活動基盤整備というものがございしますが、この中から2つ、資料2の(2)と(3)、すなわち「(2)『新しい公共』を支える法人制度のあり方」「(3)NPO等の活動基盤整備を通じた透明性・信頼性向上の仕組みのあり方」、これを3つの柱ということで考えてございます。

資料2の「2. 各検討事項の課題と目的・進め方」ですが、この調査会の本体、この会議自体では、当面一番上の「(1)『新しい公共』と行政の関係のあり方」を中心に御議論いただきたいと考えてございます。

先ほどの2番目の柱「(2)『新しい公共』を支える法人制度のあり方」ですが、これは実は推進会議の前身ともいうべき「新しい公共」円卓会議が6月4日に提言等をまとめたわけですが、その中で「非営利の法人が活動しやすくするための制度の見直し、検討を、制度全体の整合性に配慮しつつ進める」となっておりまして、これを受けた形で、今回議論をしようということでございます。関係いたします会社法、あるいは非営利法人関連法制との関係について、幅広く御議論をいただく必要があると考えてございます。この検討項目については、まず平成22年度内に、内外の事例等について、我々内閣府の方で委託調査を行っておりますので、まずは調査を進めて、その結果が出れば、その結果を踏まえて4月以降、推進会議委員の方も入っていただくなどしまして、ヒアリング等を実施し検討を進める。こういう形でどうかと考えてございます。

最後に3番目の柱でございます。「(3)NPO等の活動基盤整備を通じた透明性・信頼性向上の仕組みのあり方」ということですが、これも、先ほど申し上げました円卓会議において取り上げられておりまして、そこではNPO等の「新しい公共」の担い手を、活動基盤の面から一体的に支援する方策を検討するということで、これについて我々としては23年度から寄附税制の見直しが行われるという動きに現在なっておりますので、それを見据えて早急に年度内に具体案をとりまとめたいと考えてございます。

NPO等の情報開示、あるいは発信については、既に中間支援組織などでいろいろな取り組みが行われているわけですが、こういう現場の実情を踏まえた検討を進めるために、こうした関係者も含めたワーキンググループを別に設けまして、そこで御検討いただくことにしたいと考えております。

それから、資料2の3ページ目にスケジュール表がございしますので、ざっとごらんいただければと思います。この表の一番左側が親会議、推進会議でございまして、真ん中が専門調査会の本体、右側が先ほど申し上げました、この調査会の中に更にワーキンググループを設けて検討してはどうかという情報開示・発信基盤の話という3本立てになっておりまして、専門調査会につきましては、これも議論の流れ次第ということはございますが、まず本体での議論あるいは調査結果などを踏まえまして、できれば最終的には4月以降、

年度前半を目途に親会議の方で御議論をいただいた上で提案をいただいたらどうかと思っております。勿論、検討項目が非常に多岐にわたっておりますので、全部について具体的に詳細な提言をいただくのはなかなか難しいと思います。恐らく幾つかの項目について、具体の提案をとりまとめていただければと考えておりました、仮にそこで結論が得られなかった項目があれば、あるいはまた調査結果を受けていろいろ議論するものがあれば、更にその後も含めて考えていくということかと考えております。

一番右側のものについては、これは年度内にワーキンググループの方で具体案をとりまとめていただいた上で、この調査会の方で議論をいただき、それを親会議の方に上げる。こんな感じのスケジュール感を持ってございます。

先ほども申し上げましたけれども、これもここでの議論あるいはワーキンググループでの議論の流れ次第というところもございますので、柔軟に考えてやっていただければ、それで結構なのかなという感じを持ってございます。

とりあえず、以上でございます。

○稲継座長　ありがとうございます。ここで、逢坂政務官がお見えになりましたので、「新しい公共」を担当しておられる逢坂政務官の方からごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○逢坂総務大臣政務官　皆様、御苦劳様でございます。「新しい公共」を担当しております、大臣政務官の逢坂誠二でございます。今日は、専門調査会の初会合ということで、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

「新しい公共」に関しましては、これまでも政権交代以後、精力的に円卓会議で御議論をいただき、かつ、今般また推進会議というものを立ち上げさせていただいたところであります。この「新しい公共」については、多くの国民の皆様から見れば、一体何なんだと、逢坂さん、「新しい公共」って何ですか、ということがいろんな場面で言われるわけですが、私ども、あるいはこの関係者の皆様方は、社会を大きく変えていく原動力になるものだという御認識をしっかりお持ちいただいているのではないかと考えております。

そして、これまでの税の体系の中で言えば、いわゆる税額控除するなどということは、天地がひっくり返るようなことだったわけでありまして、政権として、そのことに大きな決断をして、一步を踏み出そうと今しているところでございます。

実は同時刻、3時15分からなんですが、下の階で税制調査会の全体会合がスタートし、私もそちらへ行かなければいけないんですが、そこでも、この「新しい公共」に関する税制について議論が進められ、今の段階では間違いなく来年度の税制大綱の中に、そのことが盛り込まれ、更に来年度以降、具体化をしていくことになろうかと思っております。

そして、この専門調査会では、そうした大きな動きと合わせて、更により具体的に公契約の在り方でありまして、社会的企業の在り方などについて皆さんに御議論いただいて、この「新しい公共」を進めていく上での大きな御示唆を賜ればと思っております。

国民自身の関心は、必ずしも全国民が、これがそうだという段階では今はないと思っていますけれども、しかし、これは間違いなく日本の社会を変えていく大きなものになっていくという確信を、私自身も持っておりますので、専門調査会の委員の先生方におかれましては、是非ともその専門性を活かして、大きな御議論をいただきたいとお願い申し上げます。

今、申し上げましたような状況でございますので、挨拶のみで失礼をさせていただきますが、何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○稲継座長 ありがとうございます。

先ほど山内官房審議官の方から御説明をいただいたところでございます。なお、本調査会の検討事項に関しまして、今日の資料でいいますと資料6で、駒崎委員の方から「休眠口座基金」創設の提言と調査依頼について資料を御提出いただいております。NPO等の担い手を支える環境整備の在り方については、親会議である「新しい公共」推進会議で御議論いただく予定と聞いておりますので、金子座長と御相談させていただき、必要に応じて推進会議にこの御提案を資料として提出させていただきたいと思っております。

それでは、山内審議官から御説明のありました専門調査会の進め方について、意見等がありましたら、どなたからでも、よろしくお願いいたします。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 先ほど座長から、私の提案は必要に応じて親会議の方でお話いただけるということなのですが、実は私の提案は、この進め方の検討事項の中に、こうしたお金に関することを1つ入れていただけないかということが申し上げたいことでございます。

と申しますのも、この専門調査会は政府と行政セクターとの公契約についてお話する場だと存じ上げておりますが、私のNPO経営における個人的な経験の中で、こういった経験があります。

例えば行政から委託を受けます。そうしたときに、行政の支払いは年度末になります。そうすると、例えば小さなNPOの団体等々だと、年度末までのお金に事欠いてしまうということがございます。そうした場合、基本的にはつなぎ融資というものを銀行や公的な金融機関から受けるんですけれども、なかなかそのつなぎ融資で1億借りられるかという、それは難しいわけです。

そうなると、どうなるかといいますと、大きなある種団体が親受けになって、そして小さな団体が子受けになるという形で、下請け構造ができていってしまいます。そうしたときに、きちんと行政の委託に対してお金が供給されるという金融の仕組みが非常に重要になってきます。

そこで、資料6を皆さんにごらんいただきたいんですけれども、税金を使わないでこうしたソーシャルセクターにお金を流す仕組みを検討できないかと思っておる次第でございます。

内容を簡単に御説明させていただきたいと思っております。1ページ目をごらんください。こ

の提言における背景としましては、「新しい公共」というのは政府や行政だけではなくて、民間が公共を担っていくものだと思います。ただ、しかしながら、たくさん補助金がつくられようとしているんですけども、私個人としては、なるべく国家のお金を使わずしてお金を回していけるようになるというのが、この「新しい公共」として中長期的には非常に重要なことかと思っております。

その中で、私が考えたいのは、休眠口座を活用した基金でございます。休眠口座というのは、皆さんも御経験があると思いますが、口座をつくって、少額だったのでなかなか引き出してなくて、そのままずっと置いておいたままで、あれ、どこ行ったかなという口座であるとか、預けた方が亡くなられてそのままになってしまっているようなお金です。こうしたものを休眠口座あるいは睡眠口座と言うんですけども、通常こうしたお金は10年で銀行雑収入になっていきます。

ただ、これはなかなかおかしな話でして、国民のお金が放っておいただけで銀行のお金になってしまうところがありまして、諸外国ではこのお金を使ってソーシャルセクターを盛り上げていこうと。あるいは非常に困られている方々に対して、マイクロファイナンスをしていこうということが行われています。

イギリスではビッグ・ソサエティー・ファンド、アイルランドあるいは韓国・・・。

○稲継座長 済みません。中身の方に入ってしまったので、進め方の話に論点を絞っていただけますか。進め方について御意見を伺っている最中ですので。

○駒崎委員 ですので進め方で、検討事項の中に1つ増やしていただけませんかということをお願いしております。その内容として、今お話ししたことをしていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうかと。

○稲継座長 非常に興味深い御提案だとは思いますが、このスケジュールの中で、この議論をできるんですかね。どうでしょうか。

○山内内閣府官房審議官 大体こういうときは事務局は固いことを言うのが私の役割だろうと思います。今のご提案は、資料をいただいたときからすごく面白いと思っているんですが、先ほど活動基盤の中で2つほど挙げたテーマは、円卓会議のときにも既に出ていて、それを受けて政府として取り組む一環としてここでやろうということなんです、それに対して今のご提案はこれまでの議論には出てこなかった全く新しい話ですね。ですから、専門調査会は一応推進会議の中に設けられた機関ですので、いきなりこの調査会でやるよりも、まず先に推進会議の方に今後の新しい取組みの事例として挙げていただいて、その後で、いつになるかは別として、もし必要であればこちらの方に下ろしていただいて議論するという形の方が適当かなと思っております。正直言ってかなりこの調査会自体の検討項目も既にたくさんあるものですから、推進会議の方に何らかの形で上げるということ、まず最初にやる必要がある、というのが事務局としての意見です。

○駒崎委員 時間がないからできないということであれば、時間は取らせません。私が調査して、資料をつくり、皆さんに配付するという形で調査を続けていきたいと思うんです

が、それでいかがでしょうか。

○山内内閣府官房審議官 事務局としての意見は先ほど申し上げたとおりで、いきなりこの場で新しい話をするよりは、一度推進会議に上げて、そこからまた下ろしていただくという手続を取る方がよい、特にこの話のように円卓会議なり推進会議の流れの中で検討事項として下ろされてきているものについては先にやった方がよろしいのではないのでしょうかということでございます。別に否定しているわけではなくて。

○稲継座長 非常に興味深い御提案ですので、推進会議の親会議の方にまず上げさせていただいて、そちらの方でしかるべく御判断いただくことにしたいと思います。非常にスケジュールが混んでいて、毎回たくさんの資料が出てきて、それを議論しなければなりませんので、ここは事務方の進め方でさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。どうぞ。

○松原委員 今の進め方でいいと思うんですが、せっかく提案いただいたので、次回の推進会議は多分 13 日にあると聞いています。そこで上げていただいて、こうすることで更に資料なり調査なりやって、また議論したいという方向で検討いただければ、すぐメールでもいいですから下していただいて、次回のこの専門調査会に、また駒崎さんの方で資料を用意してもらおうと。それで、どうするか扱い方を決めるというような、推進会議の本体の方がいいという方向でいけば、そういう段取りで行くということで進めてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○稲継座長 手続的にはそれで全く問題ないと思いますので、そのように取り計らってください。よろしくお願いします。

○駒崎委員 ありがとうございます。

○稲継座長 そのほか、進め方につきまして何か御意見等はございますでしょうか。

それでは、次に議題 2 でございます。「新しい公共」と行政の関係のあり方に関わる論点に移らせていただきたいと思います。山内審議官から御説明をお願いします。

○山内内閣府官房審議官 先ほど申し上げましたように、まずこの調査会においては、行政と「新しい公共」との関係の在り方をまずメインテーマとして当面御議論いただければということですが、それもさっき申し上げたように、結構いろいろな論点があるかなということで、とりあえずはまず事務局として、今までいろいろな議論が出たものなどを整理してみたものが、この資料 3 でございます。

ちょっとごらんいただきたいんですけども、参考資料、これは円卓会議の提案、宣言の部分でございます。参考資料 2 という横長の資料がございますが、この参考資料 2 を 1 枚めくっていただいて「『新しい公共』のイメージ図」というものがございますので、これを御参照いただきながら資料 3 で説明させていただこうかと思います。

参考資料 2 の「『新しい公共』のイメージ図」というのは、6 月 4 日に前の円卓会議が御提言、御提案をおまとめいただいたときに併せて出された資料でございますが、この真ん中の図をごらんいただくとおわかりのように、イメージ図ですから正確性は別として、こ

れまでは政府・行政、国民、市場・企業それぞれがばらばらに動いていて、特に公共性というものはほとんど政府・行政が担っていた。それが、少しずつ「新しい公共」の芽が出てきているけれども、これから最終的には、ここで雲になっている部分、「新しい公共」というのをどうやって豊かにしていくかというのが大きな課題であるということで、ここでは（１）で国民が変わる、企業も変わる、そして政府・行政も変わることがうたわております。

ただ、この中で、このページの一番下のところにありますように、公共を担うことについての国民、企業、政府等のお互いの間の関係の在り方、この辺については、まだ少し議論が必要ではないかということで、それぞれの関係性の在り方というものを論点として考えていこうということかと思えます。問題意識としては、そういうことかと思えます。

これを見ながら、資料３の方に移っていただいて、これはあくまで我々事務局サイドの頭の整理でございますので、これに全くとらわれることなく皆様方の方から御自由に御議論いただければいいと思えますが、１つの考え方でございます。

１番目「『新しい公共』と行政の役割分担について」ということで、今後の関係性の在り方の中で、「官」を「新しい公共」に開いてしまう、一緒にやっていくべき領域もあれば、もしかすると「新しい公共」の方に任せてしまっ、官は撤退することがあるかもしれない。それは何だろうか。

こういう中で、世の中が変わっていく中で、「官」が果たすべき役割、特に環境整備の在り方、こういったものはどういうものがあるか。例として、財政負担とか情報公開、ルールの整備、人材育成、いろいろ挙げてございますが、こういうものはどういうふうに考えるべきかということがあろうかと思えます。

そして「『新しい公共』と行政の連携のあり方について」、例えば今まで出たものの中で、（１）として日本版コンパクトというものがございます。これはどうもイギリスでコンパクトというものがつくられていて、その日本版をどういうふうに議論していったらいいかということでございます。

参考の中で、若干イギリスのコンパクトは余り機能していないのではないかと、いろいろな御議論もあるようなので、両様の意見も整理しながら御議論をいただけるといいのではないかとございます。

「（２）公契約等のあり方について」、事業への参画の仕組みということで、例えば具体的に「新しい公共」がなかなか参入できないでいるという状況があるとすれば、その障害になっているものは一体何なんだろうか。

それから、我孫子市の例などもございましたが、民間提案型の協働事業で、どうしても最終的には入札などによって業者選定を行うことになるわけですが、その中で提案を行うインセンティブをどうやって確保していくか。中には、これをやることでかえって提案が出にくくなった事例もあるとお聞きしてございます。そういったことをどう考えるか。

更には、ＮＰＯ等との契約の在り方をどう考えるか。特にサービスの質とかコストをど

う評価するか。

それから、目標をどう定めるか。行政と担い手との間での役割、責任、業務等の分担をどういうふうにやっていくのか。こういったところについて、御議論をしていただくといいのではないかということでございます。

先ほど駒崎委員からもありましたが、②としては、資金供給、コストファイナンス等の仕組みについても御議論いただく必要がある。先ほどつなぎ融資という議論も出ましたが、できれば概算払いの仕組みを、これは地方自治体では割合広くやられているというお話で、どちらかというと国の方が概算払いが少ないという話もございます。国ベースで進めるためには、どういったところを取り組んでいく必要があるか。昨今、盛んに言われております、フルコストリカバリーについてもプラス・マイナス両様いろいろな御議論があると思います。どういうふうに整理していくかという問題があろうかと思っております。

３ページ目、ごく簡単でございますが「(３)行政と市民セクター等との相互交流の促進について」、ここで言う相互交流というのは、物すごく幅広くとらえていただいていいと思います。

１つは、先ほどの「新しい公共」宣言の中でも若干触れられておりましたが、企業の社員ができるだけ「新しい公共」の活動に取り組みやすくなるような仕組みを考えるべきではないかという議論もございました。それをやや広げて、行政の職員も、その専門知識やノウハウを、この「新しい公共」の中で生かしていくために、どんな環境整備が必要かという議論もあっていいかと思います。

それから、人材育成がいろいろなところで話題になってございます。人材の相互交流の仕組み、ここに厚生労働省の提言ということで、ボランティア休暇制度のようなものの提言も、これまでになされたことがあるということでございます。

一番下のポツ、これは最近、私どもの担当大臣であられる玄葉大臣がおっしゃっていることですが、今回の「新しい公共」の取組みというものは、「新しい民主主義」を開くものでもある。そうした中で考えてみると、行政あるいは政治の意思決定の中に、今度は逆にこの雲の部分、あるいはもっと広く民間でもいいと思いますが、そうした方々が意思決定に参加していく道を開く仕組みについても御議論をいただければどうかということでございます。

これは、あくまでも私どもが我々の頭で考えられる範囲で論点整理したものでございますので、これにとらわれずいろいろな御議論をいただければと思っております。

説明は以上でございます。

○稲継座長 ありがとうございます。それでは、今、御説明のありました各論点について、順次御意見をいただければと思います。追加すべき論点がある場合も御指摘をお願いしたいと思います。一応幾つかに分けて区切っていきたいと思いますので、まず最初に資料３の「１.『新しい公共』と行政の役割分担について」、どなたからでも御意見等をお願い

いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岩永委員、お願いします。

○岩永委員 それでは、県の方で仕事をしている立場とNPOの現場にもいる人間として、この役割分担というのは、私も平成16年度からそういう業務に携わったんですが、正直申し上げて区切れるようなものではないのではないかという気がしておりまして、やはり一つひとつの事業によって個別具体的に違うのであって、ここの役割分担論の議論とかをやってしまうと、学問的というか、かなり難しい話になるのではないかと。正直言って私も平成16年に佐賀県で協働の指針をつくったときにも、こういう話があったんですが、そう簡単に割り切れるものではなくて、本当に一つひとつの事業によって違うと認識しております。

以上です。

○稲継座長 個別事業ごとに考えていかざるを得ないということですね。全体としての役割分担という漠然とした定義だと、なかなか議論しにくいということですね。

○岩永委員 そうですね。

○稲継座長 そのつくられたときの参考になるようなお話があったら、もう少しお聞かせいただけたらと思います。

○岩永委員 私は役人なんですけれども、役人がその話をしてしまうと、ではどっちがやるべきだという議論になって、本当に国民、県民のためになるにはどうすればいいかという議論はそっちのけで、この仕事はあなたのところの領域、この仕事はあなたのところの領域という議論が先になってしまって。そうではなくて最初にこういうことをやるんだというものがあって初めて、ではそこは役所が得意な部分だから役所が担いましょうというのがわかりやすいかなと。どうしてもこっちは官の領域、こっちは民の領域ということで、その間に協働の領域があるということで、いろいろ教わったんですけれども、現場で議論すると、ちょっと、そこはそう簡単ではないなということを痛感しました。

○稲継座長 ほかに、市原委員、お願いします。

○市原委員 今の発言に関連しまして、個別の具体的な課題について、その課題解決にどう取り組んでいくかという中で、愛知県では協議の場づくりというものを始めているんですけれども、この「協議の場」で5回程度の会議を行う中で、課題解決の方向性ですとか、具体的な取組などを議論するわけなんですけれども、その具体的な取組の中で、今、岩永さんがおっしゃったような、この事業にはどういう役割分担がふさわしいのかということを行行政やNPO、あるいは企業の方など、その課題に関わる人たちが協議の場において議論して、その役割分担を決めていくということは現実にございます。

ですから、こういうふうに大上段にということになると、今、岩永さんがおっしゃったような難しさはあるのかなと。

先ほど税制改正が今、議論されているということなんですけれども、まさにNPO活動の基盤を支えるお金の流れる仕組みとか、税の在り方とか、そういう部分はまさに法律改正と

か、国が担う極めて重要な部分という意味での行政の役割は非常に大きいと思うんですけれども、一般論として役割分担というと、ちょっと何を俎上に乗せて議論するのかという乗せ方が非常に難しい気がいたしました。

以上です。

○稲継座長　ありがとうございます。市原委員の方からは「あいち協働ルールブック 2004」ということで、資料4を提出していただいているんですけれども、ここで今お話いただいたことと何か関連することがあれば少し御説明をいただければと思います。

○市原委員　そもそも私、愛知県の者が、この専門調査会に呼ばれたきっかけが、円卓会議でこの「あいち協働ルールブック 2004」を御紹介いただいたということで、この場に来させていただいているんですけれども、私もルールブック作成当時はNPOの仕事には従事しておりませんけれども、NPO担当になっていろいろ勉強する中でこのルールブックというのは、愛知県におけるNPOと行政の大きな成果であると思っております。

ルールブックの検討会議のメンバー構成が、NPOの方が6名、行政が2名、そして愛知県の社会福祉協議会の方、そして学識経験者の方が2名ということで、この2名の方が行政とNPOの行司役のような役割を果たされたと思うんですけれども、そういう関係性の中で、まさにこのルールブックの裏面に書かれておりますような、行政とNPOの共通姿勢ですとか、行政の基本姿勢、NPOの基本姿勢という切り口で議論ができたというのは、まさにそういう検討会議という、先ほど申したような協議の場があって、こういう成果物ができたのではないかと思います。これも先ほどの具体的なテーマにおいて、それぞれ行政はどうあるべきか、NPOはどうあるべきかという一つの発想のたまものかなという気がいたします。

以上でございます。

○稲継座長　どうもありがとうございます。

ほかに、どなたか御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。「1.『新しい公共』と行政の役割分担について」という、先ほど御指摘がありましたように、非常に大上段なタイトルが付いている部分でございますけれども、ここで2つポイントがあります。それぞれについて、何か御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

松原委員、お願いします。

○松原委員　進め方にも関係するんですが、2つ確認したいことがあって、1つは、岩永委員がおっしゃったように、非常に大上段なところがあって、多分かなり抽象論で、具体論に入るとかなり膨大な時間を要するだろうという気がする内容だと思うんです。今までかなりいろいろな方面で議論されてきたことで、それをこのスケジュールで、このタイトルで、ほかのこともありますから、我々にとって、確かに推進会議本体に上げる何か報告をという話ですが、期待されている成果というのは、一体どういうものであるかということがよく見えないところがありまして、そもそもどういうところに到達点、結論ではな

しにどういうレベルのもので、どういう役に立つものに到達すれば、この調査会としての任を果たせるのか。これが1点です。

もう一点は、先ほど駒崎委員からあったように、こちらからもいろいろ提案が出てくるときに、親会議である推進会議との関係、例えば推進会議が今度開かれて、またその次にいつ開かれてということになってくるときに、こちらが議論したものを推進会議とどうやりとりしていくのか。最後に報告を上げて終わりなのか。それとも、その都度上がっている報告に対して、また推進会議でいろいろ御意見をいただいて、返ってきたものをまたこちらで協議するのか。今日も推進会議の方が出られていますけれども、こういう方も入って議論していくのか。そういう辺りで、この議論の進め方も変わってくるように思うんです。

この2点を先に、事務局の方では是非お示しいただかないと、出た課題に対してどう御意見をと言われても、では学説論文がこれだけありましたというところから論議を始めていいんですかということになってしまいますので、まずこの中で全員で共有したいのは、この調査会としてフィニッシングのイメージですね。3月までは、とにかくに何がわかれば、もしくは何が出れば我々として仕事ができたとことになるのか、税金を使ってこういう会議に我々も参加させていただいたわけですから、ちゃんとその責を果たしたことになるのかという辺りをお教え願いたい。そこから考えろと言われてたら、わかりましたと言うしかないんですが、よろしくお願いします。

○稲継座長　ありがとうございます。先ほど説明いただいた資料2の3ページに、親会議と我々専門調査会との関係が書かれていて、議論をし、それを適宜報告するというものになっているわけですが、どのような、フィニッシングというお言葉を使われましたけれども、どういう成果物を我々がアウトプットとして親会議の方に出したらいいのかということですね。

これは、我々で議論していくことでもあると思うんですけれども、事務局の方で何かイメージがありましたら、お願いしたいと思います。

○松山内閣府政策統括官　政策統括官の松山でございます。松原さんに今お触れいただきましたように、この専門調査会には推進会議のメンバー方も随時御出席をいただくと。その推進会議のメンバーの方にも随時御発言いただいて進めると考えておりまして、その意味で、金子座長も含めまして、この専門調査会の御議論と推進会議というのが随時連携しながら進んでいくというイメージではおられると思います。

ただ、推進会議本体の方は、官邸で総理主宰でやっておりますので、そんなに回数を重ねることはできないところもございますので、サブスタンスについては、かなりこの専門調査会で議論を詰めていただきたいということが基本でございます。

更に先ほど山内の方から御説明しました時に専門調査会のテーマについては、推進会議から下りてきているものを整理すると、この3つになると考えますが、特に「新しい公共」と行政の関係の在り方は、冒頭にも少し御議論がありました資金調達ファイナンスの問題

も含めまして、かなりテーマとしては上がっていたんです。ただ、円卓会議では税制のことが中心であったということもございまして、余り議論が詰められなかったということで、その意味でこれはできるだけ早く、来年度に実際にいろいろな契約を政府や地方公共団体がNPO等と結ぶときに、参考にできるような形で専門調査会から御提言をいただくことが重要だと思っております。

そういうふうに、基本的には考えております。

参考資料3の冒頭のところで、行政と「新しい公共」の役割分担という議論が冒頭に出てまいりますと、非常に大上段に振りかざして、大きな課題を入口のところに掲げているということで、戸惑われたかもしれません。これは、趣旨としましては、2の「新しい公共」と行政の連携の在り方等を、ある程度具体的に議論していただく結果として出てくる側面も相当あると思います。

鳩山前総理は、例えば環境の分野ですとか社会保障の分野、そういったところで「新しい公共」にはいろいろな役割があるんだと。最終的には、そういうところでうまく連携という言葉も使われておりますけれども、役割分担も考えていくことが必要かなという問題意識をお持ちでしたので、そういった意味でここに書かせていただいておりますけれども、入口のハードルが余り高くて、実質の議論ができないのでは困りますので、結果としてこういう形で整理するということでも、何ら差し支えないとは思っております。

以上です。

○稲継座長 松原さん、どうぞ。

○松原委員 手続論から言うと、親会議からの宿題をこちらで受けるということになる、親会議からの委託を受けていることになると思うんですが、こういうところを細かく詰めるときに、やはり親会議の方で具体性というのは一体どの辺の具体性を出してもらえば、つまり法律事項を変えろというのか、それとももっとざっくりした調査レポートなのか、検討のたたき台なのか、検討のたたき台ならいろいろな選択肢があって示せるのか、そういうものはされたのか、もしくは座長から何か指示があったのか、その辺はどうなんですか。

○稲継座長 どうでしょうか。それでは、寺脇推進会議委員、お願いします。

○寺脇推進会議委員 口を挟んで済みません。私は円卓会議にも出ていましたし、今の推進会議のメンバーでもあるわけですが、松山さんが言われたように親会議なるものは官邸で短時間しかやってないので、ほとんど突っ込んだ議論はできないんです。論点を出していくということしかできないんです。

だから、円卓会議を4、5か月くらいやったわけですが、税制のことをやるんだという話ははっきりしてきたけれども、それ以外のことについては、今日ここに載っているような論点提起はできたんですが、それについて突っ込んだ議論はできてない。今後なかなかそういうことをやるというのは、また親会議も別の持ち方が考えられるとは思いますが、今までのように総理が官邸の中でやっているということではちょっと、

時間も限られ、人数も多いので、1人の発言はせいぜい2回くらいしかできないようなこともあるので、ましてや委員同士の応酬で議論することもできないので、多分ここでそういうことをやっていただいて、こういう議論があったということを示していただく、場合によっては結論が出なくても、こういう論点で両論がありましたという話だってありがたいことだと思うんです。

ここに書いてあることは、松山さんが言われたとおり、むしろ2番目の方が具体的論点としては提起されていたので、例えば②に書いてある資金供給の話というのは、私が円卓会議のときに言わせていただいたことなんですけれども、つまり零細NPOが事業を受託したときの問題点があると。でも、それは結局言いつばなしで終わってしまって、確かにそうだねという空気にはなるんだけど、ではどうするかということにならないので、是非ここで具体的に、例えば支払の方法とか、あるいはつなぎ融資の問題とかもやってもらいたいし、私、少し遅れて来たのであれでしたけれども、駒崎さんの出されたような新しい視点のようなことも出していただいて、それを推進会議のメンバーが、これはいいねとか、こうやったらいいのではないかという後押しをしていくというようなことではないかと思います。

それと、最初に引っ掛かっている役割分担という話は、実は円卓会議が終わって、「新しい公共」とは何ぞやという話が出てくるので、方々でシンポジウムとか説明会とかいろいろなことをやった中で、当時の御担当の松井官房副長官などが言っていたことは、そもそもこういうことは全部民でやっていたことなんだと、それを明治政府ができたものだから政府にアウトソーシングしていたんだから、本来政府がやることを民にもやらせるという考え方ではなくて、本来民でやっていたことを政府にやってもらっていたんだけど、これはやはり民の側でやりますよという議論が必要だろうと思うので、そういった意味でもこの会議はそういう御経験、いろいろな立場から御経験のある方が来ていらっしゃるの、その視点に立った上で役割分担にはこんな考え方があるということも出していただければありがたいという、済みません、今までの円卓会議から推進会議の議論の流れというのは、そういうものだったと思います。

○稲継座長　ありがとうございます。非常に流れがわかりました。

駒崎さん、どうぞ。

○駒崎委員　ということは、やはりここでは具体的な結論、あるいは具体的な処方箋というものを出していく責務があるのではないかと思います。

私が今回、休眠口座基金等を出させていただいたのは、先ほど寺脇推進会議委員もおっしゃられたように、円卓会議においてつなぎ融資の話題が出、委託等々を受けるに当たってはお金の問題もセットなのだというお話があったので、それを引き受けてきちんと、ではそれをどういうふうに解決していこうというときに、税金を使わない休眠口座基金のようなものを使ったファイナンスの仕組みがありますね、という処方箋を出させていただいたという流れなのです。

ですので、もしこの調査会が、そうしたある種具体的な処方箋を出していくような場であれば、それを責任を持って各委員が、ある種ワーキンググループのリーダーになってきちんと調査をしていき、どうでしょうかという形でここに出して「いいね」とか「悪いね」とか「こういう視点もあるんじゃないか」という議論があって、ではもう一回持ち帰って調査しますねという形で、何度も何度も調査会が行われていく中で、洗練されたものが出ていって、親会議に提案できる流れになるのではないかと思いますのですが、ここはいかがでしょうか。

○稲継座長 それはおっしゃるとおりで、親会議の方は何度も御説明があるように、非常に短時間だし、総理も出席されている中でそんな具体的な話はできない。それをこちらの専門調査会でやってくださいという指示を受けているわけですので、今、駒崎委員がおっしゃったように、我々はある程度具体的な提案を、できたら親会議にしたいと私自身も思っております。

ただ、個別の論点で意見が分かれたところについて、勿論両論併記という形で親会議に上げざるを得ないわけですが、親会議ではとても時間的に無理な議論をここでしっかり詰めて、具体的な提案を親会議の方に提案できたらと、それは決して1回こっきりの報告ではなく、何回にも分けてになるかもしれませんが、論点ごとに御報告をしたいと思います。

それから、先ほどのアウトプットのイメージのところなんですけれども、先ほど寺脇推進会議委員からも御説明がありましたが、親会議としては余り議論していないから、何らかの形でまとまったものが欲しいというお話でしたので、私なりに解釈すると、こんな分厚い報告書を出せと言われているわけでは決してなくて、一つひとつの論点について専門調査会でどういう議論がなされて、それがこういう方向性があるんだとか、あるいは個別の論点について、例えばこれはこういうことがみんなの意見としてまとまったところを、まとめられるところはまとめて、まとめられないところについては両論併記で親会議の方に返すという報告書というか、そんな分厚いものではないですね。我々の議論のまとめを御報告するというフィニッシング、何回もフィニッシングがありますけれども、そういうイメージかと思っておるんですけれども、それでよろしいですか。

坪郷推進会議委員、お願いします。

○坪郷推進会議委員 推進委員として、余り我々が発言するのも、初めての会合で望ましくないかも知れないのですが、推進会議の2回目は、特に税制改革の問題がありましたので、具体的な提案をするということで、そこに集中して2回目は議論したと思います。既に座長の提案ということで、今後の検討事項で、今日、参考資料1で挙げられた5の項目は整理をされていて、これについても少し具体的な項目も含めて案がありますが、それについては先ほど出たように次回の13日の会議で更に議論するというので、専門調査会でこの5つの議論をされるときに、推進会議のメンバーとしてはどういうふうに考えているのかというのは、次回にも幾つか意見が出るのではないかと思います。

先ほど駒崎委員の方から、休眠預金の話が出たので、私もそのとき発言しようと思ったんですが、松原さんも含めて専門調査会としての一応の意見がありましたので、それについては私も関連で言わせていただきたいのですが、そういう新しい論点が13日に出る可能性もあると思います。それを専門調査会でやるのか、あるいはどういう作業グループでやるのかという論点もあるのではないかと思います。

休眠預金は、まだ具体的に俎上には乗っていないとは思いますが、この点については検討しているグループがほかにあると聞いておりますので、従来からも幾つか議論がされていて、特に今年はイギリスの動きがあったので、そういう関心もあるのではないかといいことで13日にそういう議論をすることが必要ではないかと思いました。

○稲継座長　ありがとうございます。

松原委員、どうぞ。

○松原委員　寺脇推進会議委員の発言で大体イメージがわかりましたので、ありがとうございます、ということです。

○稲継座長　では、兼間推進会議委員、お願いします。

○兼間推進会議委員　資料に記載されている役割分担という記述がふさわしくないというご意見がありました点について、委員さんによっては時代遅れのイメージを抱くのかもしれませんが、駒崎さんのご発言も含めて「新しい公共」として何を充足実行し、何を削るか、大体の大枠を論じたら良いのではないかと思います。議場が混乱している感じがしますので、たたき台に沿って進めてはいかがでしょうか。推進会議でも、まだ2回の開催で、具体的な事項はほとんどやっていません。繰り返しになりますが、つまり、ここでの会議は「新しい公共」として推進すべき、取り上げたい事業の大枠を、ここに示された流れで話し合った方がいいのではないかとこの感想を受けました。

以上です。

○稲継座長　ありがとうございました。

横石委員、お願いします。

○横石委員　上勝町の葉っぱビジネスというのは、ある意味で「新しい公共」の典型的なモデルのようなところがあります。居場所と出番をつくるというのが、この「新しい公共」の一番大事なキーポイントになっていると思います。全国からたくさんの視察の人が来られたときに、行政はどういう役割をしたんですか、行政とはどういう連携をしたんですかという質問をよくされます。でも、私がそのときに答えるのは、行政がどういう役割をしたかということではなくて、一番大事なことはそれをつないでいく人、プロデューサー的な人材をみんなが考えて、どう育てていくか、このことが成功事例につながったということ伝えていきます。

役割がどうだということばかりを追求していったとか、あなたはこういう役割をしないということではなくて、そのもう一つの手前のプロデュースする人材がすごく日本は欠けていて、その人がいれば、この役割とか連携をうまくプロデュースしていくことが大事

だと思っています。

私の資料7を見ていただきたいんですけども、特にこれは行政との関係ですが、今の行政の中で母体となっているのは何かというと、自治会とか町会とか町内会なんです。これが実は行政の部分との中での非常に大きな位置づけを持っていて、日本で約50万くらいの団体があって、これがほとんど居場所と出番を持っているんです。でもそこがどんどんなくなってきたというか、希薄になってきて、嫌になってきて、衰退してきているんです。このことが実はすごく大きくて、これを全部行政がやったらどれだけ膨大な費用がかかるか。そしてその膨大な費用をかけて、結局は居場所と出番をみんな失わせていくような格好になるんです。

日本というのは町内会が昔からすごくよくて、結いの精神で町内会の、資料の右側に書いてあるようなことをみんながやっていたのが日本のいいところだったんです。それがなぜか、どんどん希薄になって失われてきたことが、この「新しい公共」の必要性が問われてきたような形になってきたんだと思います。

また、コミュニティという中にすごくいい居場所と出番を求め始めてきた逆の流れも出てきました。うちに若者がすごく来るんです。それはほとんど自分が役に立ちたい、認められる仕事がしたいという新しいコミュニティを求めてくる人材も世の中には出てきました。だから、この自治会活動的な町会とか、こういった居場所と出番をもう一回復活させること、行政がこの辺をうまくプロデュースしていく、うまく関係を保っていくかということがすごく大きな課題で、それが2番に書いた具体案です。やはり社会起業させる左側の赤の部分、多様なコミュニティの中核組織をつくって、社会起業させること。経済的、財政的にも、起業させるとその部分の負担がなくなるので、その負担をカバーしていくという形で、この下に書いてある期待される効果へつないでいくことが、結局居場所と出番につながっていくということになります。具体的な改革支援とか、NPOの起業支援とか、コミュニティビジネスから、こういうことを展開していったらどうか。

行政との関わりというのは、行政の役割がこうですよということではなくて、そのプロデュース的な人材のつながりという部分をしっかりとつくっていく、これをどうしたらできるのかということと、この舞台づくり、自治会として、町内会としての舞台づくりをどう復活させるのかということが、何かかぎのような気がしています。

役割がこうだとか、在り方がこうだということではなくて、そういう視点で捉えていくことがいいのではないかと考えています。

○稲継座長　ありがとうございました。

駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員　ありがとうございます。進め方に係ることかもしれませんが、先ほど寺脇委員も松原委員もおっしゃられたようにアウトプットというところで、例えばなんですけれども、では専門調査会のアウトプットその1、日本版コンパクトのたたき台。その2、「新しい公共」を支える法人制度の案、レポート。その3、NPOの情報開示ガイドライン案

という形で、3つか4つアウトプットというものの合意をこの場で得て、それでそれぞれのアウトプットについて議論していきましようかという形で話を具体的に進めていく。例えばこの委員の中で「私はNPOの開示にすごく興味があるから、私とそのWGのリーダーをやらせてください」という形で、一応たたき台をつくっていきますねとか、あるいは調査に関して内閣府の担当の方と一緒にやりますねみたいな形で前に進めていくと、アウトプットまでたどり着けるのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○稲継座長 例えばという御提案で非常に取り得る方向性かなと思います。ただ、我々が注意しなければならないのは、参考資料1の検討事項として5つ挙げられている柱立てがありますので、これについてはレスポンスをする必要があって、その中でブレークダウンした中で今おっしゃったように幾つかの論点が入ってくるのかなと思います。場合によってはそれについて詳しい人に御報告いただいたり勉強したりと、そういう進め方にしたいかなと思います。

○山内内閣府官房審議官 全くそのとおりでいいと思います。それで具体的に言うと先ほどのスケジュール表にもありましたように、我々の希望を申し上げれば情報基盤とかその辺の話は、とにかく年度内に何がしかの報告書をいただきたいなと思っております。そういう意味でWGを早く立ち上げてやっていただきたいなというのが1つ。

それから、これはまだ具体にはっきりとしたイメージを我々自身も持っているわけでも何でもないんですが、円卓会議のときからの引き続きの議論として、日本版コンパクトという名前を付けていいかどうかは別として、契約の関係についてできれば年度前半には結論を出していただけたらありがたいなという気持ちを、まだ非常にぼやとした段階ではありますけれども、思っております。

幸か不幸か推進会議も、専門調査会もお尻がいつというのを決めているわけではないので、先ほど来出ていますように論点ごとにまとまれば、まとまった都度、推進会議の方へ上げていくというやり方も可能なのではないかなと思っていますので、とりあえず今、考えているのはその2つぐらいは射程に入っているということです。

○稲継座長 駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 そうしたら藤岡委員はコンパクトの専門家でいらっしゃると思うので、例えばWGに関心のある人と一緒にやっていただいて、たたき台をここで出すということは大丈夫なのでしょうか。WGをつくったらどうですかというような提案をして、ではつくりましようという意思決定は、この調査会の場でできるのですか。それとも終わった後に事務局さんですり合わせてというような形になるのでしょうか。私は、WGベースで具体的なたたき台をつくっていくような流れにした方が良く思うのですが、そこはどうですか。

○山内内閣府官房審議官 最初に申し上げましたように一応我々として考えているのは、WGは情報基盤をとにかくまずやっていただきたいと思っていて、あとのものについては基本的にWGということよりも、この調査会本体での御議論かなと思っています。ただ、

勿論流れいかんでは、そういうやり方の方がいいかなという感じになれば、それはまたそのときに考えればいいかなとは思っているんですけども、とりあえず余りWGをつくり過ぎると本体調査会で何を議論するのかということにもなりかねないので、先ほど申し上げましたように当面「行政と市民セクターとの関係のあり方」という部分は、できれば専門調査会本体で大いに議論していただければと思います。勿論その前段として何人の方かに集まっていただいて共同で提案していただくとか、そういうことはあってもいいのではないかという気がいたします。

○駒崎委員 「正式なWGとしては情報基盤WGというものをつくりましょう」というのは、この場で意思決定しましょう。それ以外の議題に関しては、非公式WGみたいなもので委員同士が前もって議論したりとか、事務局の方と議論をして提案をしていくみたいな流れでいいということなんでしょうか。

○山内内閣府官房審議官 そう思っています。

○稲継座長 とりあえず、先ほどのスケジュールの表でいいますと情報開示発信基盤のWGはできるだけ早急に立ち上げて、3月という期限をこの表上は切られていますので、できるだけ早くということになります。専門調査会としても日本版コンパクトについて先ほどの山内審議官のお話では、来年度の前半ぐらいに報告を親会議の方にしてほしいというスケジュール感で、そのほかの論点についても逐次進めてまいりたいと思います。

議論が下の方にも入ってきているので、資料3全体について日本版コンパクトの話、公契約等のあり方について、行政と市民セクター等との相互交流の促進についても含めて、議論を残りの時間で進めていきたいと思います。2.「新しい公共」と行政の連携のあり方についての(1)～(3)について、どこからでもどなたからでも御意見等ありましたらお願いをしたいと思います。

○塚本委員 先ほどの役割分担論の部分で、(1)と(2)というのは関連づけて考える必要があって、「新しい公共」と行政との連携といった場合にコンパクトもそうなんですけれども、やはり連携のあり方によって公務員のあり方、行政のあり方、役割というのは変わってくるので、それはセットで考える必要がある。

例えば私はイギリスのローカルコンパクトとかLSP、地域戦略パートナーシップを研究してきました。日本版コンパクトという言葉に違和感を感じるんですが、特に地方公務員のコンパクトを担当している職員に求められる能力というのがネゴシエーションだとか対話という、市民と直接対話してネゴシエーションするスキルだとか、あるいはまとめるスキルだとか、先ほどプロデューサーという話もありましたけれども、そういう能力が非常に求められてくるので、そういったことも含めて役割分担論といいますか、行政の果たすべき役割というものを考えていく必要があるのではないかというのが、私の印象です。

大きな論点がある一方で、私は先ほど駒崎さんがおっしゃったように可能性がある論点は1つの処方箋として考えられるので、関連するものはいろいろ議論してもいいのではないかと思うのです。例えば公契約については今イギリスでもそうなんですけれども、競争

入札となるとどうしてもNPOは弱くなってしまうので、社会的価値というものを契約の評価軸の中にどう入れていくかということが、非常に大きな課題になっているわけです。social clause、社会的条項という名前で例えば失業率を下げるだとか、障害者を雇用するだとか、そういう普通の企業が余りやらないような社会的価値をNPOにとって優位といいますか、社会的価値を契約の中に入れ込んでいくことも1つの検討課題としてあると思うんです。

そのときに社会的価値をいかに評価するかということも重要になってくるので、公契約の仕組みとともにNPOの生み出す社会的価値をどう評価するのか。それは必ずしも経済的な価値とは限らないわけで、そういうときに例えばSROI（Social Return on Investment）のような社会的価値評価というものが、もともとアメリカのREDFというところが開発したんですけれども、イギリスではnew economics foundation（NEF）が中心となって内閣府なんかと一緒にやっていますが、そういったことも射程に入れて、PDCAサイクルの中で公契約ととらえていく必要があるので、そういったこともここでは論点になるのかなと思うんです。

○稲継座長 どうもありがとうございました。岩永委員、どうぞ。

○岩永委員 私は資料5ということで思いを少し書いてきたので、資料5の最後のページに思いつきで検討したらどうかなと思ったことを書いたペーパーがありまして、私は行政の職員なのにここに書いていますように、NPOと企業との協働に期待しているとか書いているわけです。私自身もNPO法人の事務局長とかも10年以上やっています、行政の役割を否定するわけでも何でもありませんけれども、やはり企業の方との接点がすごく少ないんです。

先ほどから「つなぐ」というお話がよく出ていたんですが、確かにどうやって企業の方と接点を持つのかというのは日々悩みでもありまして、その意味では最近プロボノだとかコース・リレーティッド・マーケティングであるとか、先ほど駒崎さんがおっしゃっていた休眠口座の問題とか、こういうことで企業がいろいろ社会貢献の取組みをやるとか、先日はブルームバーグ社の知り合いの方とお話をしていると、そういった社会貢献の取組みというのはすごく投資家の方が企業に要望しているんだというお話を伺ったので、行政との協約とかいう話もあるんですけれども、企業の方とNPOの方との協約、協働というのもすごく大事な事かなと思っています。

2つ目が、やはり活動していていつも思うのは当事者の参加が少ないんです。少ない人間でひいひい言いながらやっている。寝る時間を惜しんでやっている感じで、先ほど自治会のお話も出たんですけれども、私がやっているところも結局参加が少ないんです。ですから「参加」とは何なのか。「会員になることも参加」だし、「寄附することも参加」だし、労働力を提供することも。これらはシーズの松原さんから教わったことなんですけれども、そういう意味では国民一人ひとり、総国民運動ではないんでしょうが、そういうプラスワンの国民運動的な、本当に無理のない範囲でちょっとした範囲でやるという「参加」を国

をあげてアピールしていくと、啓発につながるのかなと。そういう意味で公務員のプラスワン活動ということで、佐賀県庁ではうちの知事が（提唱して）「プラスワン運動」ということでずっとやってきたんです。

現在は「地域に飛び出す公務員ネットワーク」、総務省の職員さんが音頭をとって今1,000人ぐらいが参加しているようなものがありますし、そういう公務員を支援する首長連合なるものももうすぐ立ち上がるそうなので、そういう公務員もこういう活動をしますし、国民をあげてそういう活動があればいいなという気がしております。

その意味では具体的な活動と同時につないでくれる人の役割、それは行政の職員にも求められるかも知れないんですけれども、中間支援組織という方々が活躍していただくことで。どうしても我々役人が主導していくと、結果的にあれは「結局役人がやっていることでしょ」と、ずっと私は言われ続けてきた言葉であって、どちらかと言うと市民の皆さんががっとやって、先ほど役割分担論が出ていたんですけれども、行政は仕組みというか基盤づくりで支えていくとかお手伝いしていくとか、そんなイメージで私は考えております。

以上です。

○稲継座長 どうもありがとうございました。藤岡推進会議委員、どうぞ。

○藤岡推進会議委員 推進会議委員の藤岡と申します。今、資料3で議論ということですので、このことに関して意見を言わせていただきたいと思います。

岩永さんが一番最初におっしゃっていた、協働の領域というものに非常に混迷していらっしゃるという御発言があったと思います。私も余り協働というあいまいな言葉は使わない方がいいのではないかと最近思っております。ここで言っている「新しい公共」というのは、そもそも民間の中で行われていたものが、だんだん税金を払って全部行政の方に委ねるようになったわけですから、まずは地域でできることがやれるという領域をだんだん増やしていくということの中において、前回の推進会議では税制の問題も非常に議論をしまして、そういったところで活動される団体さんへの非常に有効な方法ではないのかなということです。

もう一つは、地域でできないことを補完的に基礎自治体さんなり都道府県なり政府が行っていくんですけれども、そこにおいて税金を使って決定をするのは民主主義に基づくということなんですが、実施の部分でできるだけ民間がそのよさを発揮するという一方で、この公契約のあり方が議論の土壌に挙がっているのではないかと理解をしています。

そういった中で政府行政とか、私はサードセクター組織という言い方をしていますけれども、NPO法人、公益法人、社会福祉法人に生協とか利益配分の株式会社もございしますので、社会課題を解決することをねらいとしている組織との関係の透明化が非常に重要であり、それと同時に対等化といいますか、そこにねらいを持つべきではないのかなということなんです。

そのときに公共サービスの実施の部分を民間が担っていくんですけれども、先ほど御意

見があったように、できるだけ広い社会的成果といいますか、そういったものがきちんと設定されて、その指標などがあるということが大事であり、同時にその成果を達成するために民間サイドがそのよさを発揮するために、実施段階では最大限裁量権を拡大していただくことも大事だと思います。現段階では非常にプロセスのところで評価が多いということがありますので、そのよさが発揮できていない。成果を生み出すことが非常に困難な状況であると思いますので、そこがセットであるのではないかと思います。

こういった1番、2番のところで、特に役割分担と連携のあり方と書いてありますけれども、私は社会的成果というものを設定するときに、行政サイドでは民主主義に基づいて目標設定がされますので、できるだけ有効なものを私たちは提案をしていく。実施過程においてはより適正に効率よく担っていく。その民間という中で今、主務官庁制で法人形態の中で分断されているものが、お互いに対等な競争ができるようにしていただきたいということです。

例えば高齢者福祉の分野であれば、介護保険制度の中で法人というのはすべて参入が可能になっています。ただし、施設に関しては第1種社会事業ということで、そこは制限があるわけです。ですから居宅とか小規模だけといったところが、新しい組織が今いろんな活動展開をしていらっしゃる。ただし、体力が出てきて本当に社会的成果が生み出せるのであれば、法人形態で差があるというのはどうかなということを最近思っているということです。そういう関係性というものをより透明にして、対等にしてということで、私の方からはそのところで御議論を是非皆様とさせていただけたらなと思っています。

以上です。

○稲継座長　ありがとうございます。横石委員、お願いします。

○横石委員　風を読むということは企業の経営から見たらすごく大事で、今、全国に私もあちこち行かせていただいて、一番地域の元気がなくなってきたのは、行政の職員の方が以前のように自分がやっていこうという意識がすごく薄れてきたんです。これは仕事を一生懸命されている方がたくさんいるにもかかわらず、評価されない、認められないということです。最近、行政の職員の方への風当たりが強くて、自分がやってもしょうがないということで、どんどん士気が低下してきているのが現実なんです。ですから、こういう今の世の中の流れの中で、それを逆の風に戻すというのは物すごく実は難しい。逆に先ほど私が言った若者とか企業の中にも、すごく自分がこういうことをやりたいという人が出てきたことを新たな風と捉えていく。

行政の人の話をすると、例えば地元にも住まない。地域にも住まない。それは関わるのが嫌だから住みたくない。こういう現状の中で「新しい公共」というのが果たしてできるのか。行政としての関係性をうまく保てるのかということ、私はすごく難しいと思います。だから風としては先ほど言った認められたいとか、やりたいという人の風がすごく起きてきた流れをつかみ、行政の人がどううまく舞台づくりをするかということへ持っていくことの方が大事で、行政の人の士気をすごく高めていこうと言っても、今の世の中の日本

の大きな流れの風は、私は難しいなと現場を見ていて思います。

すごく吹いているこちらの風をもっと強くしていったら、そこにうまく流し込んでいくとか、舞台をつくっていくことが連携のあり方のような気がします。そうしなければ、幾ら行政がやると言っても今の風というのは本当に地方に行くと、皆さんが想像している以上に冷え込んでいるとか、そんなことやりたくないとか、例えばまちづくり講演会へ行くと来ないです。行ったら役を当てられるとか、そういうことをまさに嫌だと壁をつくって、そんな中でこの論議になるかと言ったら、私は難しいということを感じます。うまくこの風をつかむというようなことの戦略、手法的な部分を「新しい公共」の中の戦術として考えていく必要があるのではないかと考えています。

○稲継座長 寺脇推進会議委員、どうぞ。

○寺脇推進会議委員 今、横石さんのおっしゃったことは非常に大事なことだと思うんです。要するに整理をすると役所というものがあって、NPOがあって、その真ん中に独立行政法人とか公益法人とか言われるようなものがあるんです。本当はどれも公益のために働いているんだけど、役所が一番偉くて、次が独法や公益法人で、NPOが一番下みたいな形になると、今おっしゃったように私も役人をやっていたからですが、私たちは日本のために働いているんだとか、何かのために働いているんだと思っていたのが、最近そういう風向きではなくなってきたから、役人も少し士気が落ちているというのはおっしゃるとおりだと思います。

まずこの縦の構造をひっくり返して、上下ではなくて横だと考えればいいわけです。この範囲の中で公益的なことをやっていく。先ほど最初のところで事務局から御説明があったけれども、3ページの(3)というのがすごく重要だと思うので、大胆な御検討をいただけないかなと思っているんですが、例えば中央官庁で言えば今でも第2番目のところまでは行っているわけです。退職後にそこに就職したり、これは天下りとか言われていますけれども、あるいは現役中に出向で行ったりするようなことがあって、これは今、天下り問題とか非常に偏狭な天下り摘発みたいな言い方をすると、全部よくないみたいな言い方になっているけれども、そこまで来ていることは必ずしも悪いわけではない。だとするならば、もう一つこちら側のNPOに公務員が途中出向したり、あるいは退職とか年齢がピラミッド型になっていて、どこかに行かなければいけないときにNPOで仕事することもあっていいのではないかな。勿論NPOの場合は原資がないですから給与負担をどうするかという制度を考えなければいけないと思いますけれども、そういうことについてもありだと思います。

逆に(3)で書いてあるのは相互交流です。NPOの職員が来るときだって、必ずしもいきなりお役所に入ってしまうと余りにも差があるかもしれないから、独立行政法人や公益法人みたいなところの職員として行くということのもあっていいのかもしれない。この3つのセクターの人間の流動化というものについて、是非今、横石さんのおっしゃったことは重要だと思いますし、まさにこれが地方に行けば町内会みたいなNPOまで含めた話に

なるので、そういう議論を是非やっていただいて、私もそれには参加したいと思いますが、そもそも、そこまでできれば結局それが戻ってきて、官民の役割分担と言ったってやっているのはみんな人間同士がやっているわけですから、人間の考え方が変わるということの意味というのを、これは余りお金がかかる話でもないので、議論していただきたいなと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は2つの肩書きで今日お伺いしているんですけれども、みたか市民協働ネットワークというのはまさに三鷹市の協働設計を運営するNPOでございまして、三鷹市の部長を向いて副代表理事になっていただいて、補助金をいただいて運営をする。指定管理料をいただいたり補助金、委託料をいただいて運営しているんですけれども、今日この論点を拝見していて、1つ意見として入れていただきたいと思っていたものがございまして、成果目標の定め方で行政と担い手との間の役割、責任業務等の分担のあり方となっておりますけれども、併せてサービスの受け手に対する責任は誰が持つのかという議論も、是非論点として入れていただければと思います。

これは現場で非常に困っていることございまして、行政批判をしながら協働事業を行うと、気がつくと自分が行政マンのようになっているという実態がございまして。市民からのクレーム対応ですとか、いろいろなデモであったり質問書であったり非常に困っているということで、公契約ということでございますので、キーワードで裁量権とか対等という言葉もございましたけれども、そういったところを是非議論していただきたい。

もう一点、市民ニーズの把握と評価の方法については、誰がやるんですかということ。これは新しい民主主義の論点が出ておりますので、そういったところでは私どもの会からも次回、手法を御提案させていただきたいなと思いました。

以上でございます。

○稲継座長 どうもありがとうございました。横石委員、どうぞ。

○横石委員 私は寺脇さんの意見にすごく賛成で、自分が平成8年に前のところをやめたときに一旦、公務員になったんです。それで自分が公務員になったときにやはりやれなかったんです。公務員というのはやってはいけないことというのがあって、今の会社のように無茶苦茶と言ったらおかしいけれども、自分の思いをどんどん形にしていくことが非常に難しい仕事です。

先ほど私は風と言ったんですけれども、今の風の中に大企業さんの中にも実は土曜日、日曜日に地域へ出てきて地域のことをやっている人というのは、すごい数になってきました。地域のことをやりたい、応援したいというか、こういうものが先ほど寺脇さんが言った(3)の落としどころの舞台をうまくつないでいくというか、知恵を出してみんなで考えていけば、かなり風と(3)のこととの中で、その人自身の居場所と出番にもなり、地域にとっても「新しい公共」にとってもすごくいい形なのではないか。今の考え方に対し

て、私どもはかなり積極的に展開していけばいいのではないかと。私個人の考え方としては展開していくときが来て、今がチャンスだなと考えて、このやり方をどう考えるかというのを、こういう会議で検討すればと思っています。

○稲継座長 ありがとうございます。駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 藤岡委員の御発言を敷衍する形で、先ほど公契約をイコールフットイングさせることによって、さまざまなＮＰＯが参入していけるという御発言がされたかと思うんですけれども、まさにそれは全くもって賛成でございます、私は地域でいろんな事業をしておりますし、自治体からの委託も受けているんですが、大方大体その地域の社会福祉協議会であるとか、自治体の外郭団体に仕事が行ってしまうということで、非常に公共サービス市場がある種閉じられてしまっているという部分がございます。これを開いていくことによって、ある種地域で雇用もできるし、ＮＰＯたちが補助金ではなく仕事を通じて成長していくというサイクルもつくれていけるのではないのかなと思っています。

そこにおいて日本版コンパクト、言い方はまた別として、そうしたイコールフットイングや公正な公契約のあり方をしたらどういふことがあるんですかといったときに、説明できるものとして例えば公共サービス市場を開くと、大体何千億円規模で公共サービス市場というのが存在しているんですよ、それが地域でさまざまな雇用、地域の雇用を生み出していくのですという言い方がもしできれば、かなり大きな推進力につながるのではないかと思います。ですので、事務局の方が可能であれば例えばそうした各自治体あるいは各省庁で、そうしたＮＰＯに出せるような委託事業は、積み重ねるとどの程度あるんだということを概算でも出されると、推進力につながっていくのではないかなと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○稲継座長 今のは非常にテクニカルな問題なので、場合によっては積算というのは可能ですか。契約を全部足していけばいいんですかね。

○松山内閣府政策統括官 実は、公共サービス改革というのは、この内閣でも重要な課題になっておりまして、行政刷新会議というのがございますけれども、あの下に公共サービス改革の分科会というのを立ち上げました。

その事務局も私のところでやっておりますが、ただ、駒崎委員が言われたようなＮＰＯが参入しやすい分野とか、そういうのはなかなか難しいんですが、国及び地方公共団体の公共調達、公共サービス全体の規模がどれくらいであるというようなことですか、先ほど塚本委員のおっしゃいました、公契約における社会的価値をどう考えるか、藤原委員のおっしゃいました法人間でイコールフットイングになっていないような契約といった問題がございます。そういう問題を向こうの方でも「新しい公共」の議論を踏まえながら、勿論、効率化という課題も当然あるわけですが、それと併せて「新しい公共」も念頭に置きながらどういう改革を進めていくかという議論をいたしておりますので、そちらの方の参考の資料をこの専門調査会の方に提出させていただきたいと思っています。

○稲継座長 では、よろしく申し上げます。ほかに。

岩永委員、どうぞ。

○岩永委員 今の駒崎さんの御質問で、佐賀県庁としてどんなことをやったかということですが、資料5の方にも一応書いているんですが、佐賀県は「協働化テスト」ということでやったんですが、二千数百の業務すべてオープンにしております。その中でどうぞ御提案くださいと。我々役人が直営でやるべきかとか、NPOの皆さんがやるべきかということではなくて、全部書いて（公表して）いますから、これで私どもがやれるということであればどんどん提案してくださいという取組みを平成18年度からやっております、それが結果的に国連の方で評価いただいたということです。

ですから、（役所が）出せるものを出すという感覚ではなくて、もう全部出すから見てちょうだいという、膨大なそれこそ分厚い資料にはなるんですが、今も佐賀県庁のホームページにはすべて載っています。そんな取組みもやっています。

以上です。

○稲継座長 それは自治体レベルではまだ非常に珍しい例ということですか。ほかの自治体でも最近はやられておるのでしょうか。

○岩永委員 もともと私どもが取り組もうとしたときに、我孫子市さんの方に視察させていただいて、いろいろ内部で議論はあったんですが、とにかく全部出そうと。出さなければ。判断は提案していただく「民」の皆さんにという趣旨です。

○稲継座長 ありがとうございます。

では、藤岡推進会議委員、お願いします。

○藤岡推進会議委員 行政が行っている事業をどのくらい民間が担えるかということで、例えば以前の志木市の市長さんは、9割は出せるのではないかとということをおっしゃっていたと思います。ただ、それぞれの事業があるんですが、例えば税金の徴収であれば、税額を幾らにするかということと、その人たちの名簿をつくるということと、実際集めるということと、催促するとかいろんな過程があるんですが、税額を決めるのは公権力の行使ですので、これは民間には出せないことですので、ほかのところは出せるのではないかとというような考え方で最大9割ぐらいは出せるのではないかとということをおっしゃっていました。

県レベルでは佐賀県とか、私が知っているのは滋賀県であるとか、埼玉県も取組みを始めてらっしゃるというふうに聞いております。自治体では、我孫子市が最初だったと思いますが、藤沢市であるとか、鶴ヶ島市であるとか、愛知県の高浜市であるとか、こういったところが始めてらっしゃるというふうに聞いています。

○稲継座長 どうも情報提供ありがとうございました。ほかに御意見等ありましたら。いかがでしょうか。

では、駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 短く、すみません。資料2の（2）で新しい法人を支える法人制度のあり方というのも議論してくださいというようなことでこちらに書かれていると思うので、その

話題から触れさせていただきたいと思うんですが、こちらはまず今年度は調査されて４月以降議論しましょうとされているという御説明を事務局からいただいたんですが、その中間報告みたいなのをいただくことはできますでしょうか。

と言いますのも、その資料の方向性によって、ここを例えば深掘してもらいたいとか、今こういうふうな形で進めているけれども、この部分はもう少しこのアウトプットにしてもらいたいというようなことがフィードバックできれば、よりよい質の高い調査になるのかなと思ったので、そういった形はできますでしょうか。

○山内内閣府官房審議官 それは当然やるべきだと思ってしまして、ただ、一定の方向性というのではなくて、その調査やった結果をとりあえず皆さんにぶつけて、いろんな方向からの議論があり得ると思うのでやっていただければと思っています。当然やるとお考えいただいています。

○駒崎委員 何月ぐらいに中間報告が上がってくる予定ですか。

○山内内閣府官房審議官 年度内の調査だから、委託調査なんですけれども、実際に我々の方に来るのが年度末。

○田和内閣府参事官 そうですね。３月ですね。

○山内内閣府官房審議官 その後ということになりますと思います。できれば直後ぐらい。

○駒崎委員 ですので、私が申し上げたのは、年度末でも多分それは最終報告だと思うので、例えば１月の段階で今のところこんな感じですよというようなものは出せませんか。

○田和内閣府参事官 わかりました。今、内外の社会的企業みたいな形で調べようと思っていますから、とりあえずまず国内を先行しますので、国内のいろんな企業の取組みとか、そういうのから御報告するとかはできると思います。分けて。

○駒崎委員 そういう形でよろしくお願いします。多分タイムラインを見ると３月に具体的とりまとめというのが既にあるので、３月末に具体的とりまとめとなるとなかなか皆さんで議論する時間も少なくなってしまうかなと思ったので、そういうふうにしていただけると非常にうれしいです。

○稲継座長 この３月というのは情報開示・発信基盤のことですね。

○山内内閣府官房審議官 ここで書いてあるのはそうです。結果が出れば、その報告の中で一緒にやってもいいかなという気は勿論ありましたので、また今おっしゃったように、調査結果が出る前にまた御議論いただけるようなことがあれば、それはそれでいいと思っています。ただ、問題は調査結果が出た後、いろいろどうあるべきかという議論をしていただくということの方が大事なかなと思っております。

○稲継座長 ありがとうございます。ほかに。

では、坪郷推進会議委員、お願いします。

○坪郷推進会議委員 今までもいろいろ議論が出たと思うのですが、１つは自治体とＮＰＯの関係を考えるときに、現行では補助金かあるいは委託事業かという基本的な２つのタイプしかないわけです。この委託事業の場合でも、例えばフルコストリカバリーとか、技

術的に克服できるような問題点あるいは参入障壁を除くなどいろんな議論は必要だと思うのですが、それと同時に、こういう補助金のタイプだとか、委託事業のタイプではない第3のタイプのものが考えられるのかどうか。それは塚本さんが言われたように入札制度も含めて総合評価方式とか、社会的価値だとか、社会的目的とかという新しい視点を導入した上で第3のタイプのようなものができるのであればと思います。それぞれの今までの補助金の場合の問題点、委託契約の場合の問題点というものを洗い出して、改善できるところはまとめる。更にはそれで克服できない問題点がある。委託事業の場合には自治体が主でやるもので、これはある程度自治体の方のリーダーシップが効くわけですから、それとは違ったタイプのものが恐らく必要だろう。

協働化テストとか、いろんな今までの実践というのはそちらの方を目指してやられているのだと思うのですが、そういう第3のタイプといったようなものを明確に類型化ができるような形で提案ができれば一番いいと思うのですが、そういう議論を是非詰めていただければと思います。

○稲継座長　ありがとうございます。

市原委員、お願いします。

○市原委員　今、先生からフルコストリカバリーのお話がありましたので、資料3の2ページが一番下の枠の中の愛知県の委託事業の積算提言についてお話ししますと、平成19年10月に委託事業における積算提言を出して、庁内各部局にもそれに準じてやってくださいということは言っているんですけども、21年度に県が実施した調査結果では、右肩下がりの予算の中では、要は積算してあげたくてもできないという実態がございます。

そういう我が国の今の財政状況の中で、フルコストリカバリーという理念は言っても、現実の積算がなかなか厳しいということをどういうふうに折り合いをつけるのかというのが現場の担当者の感想でございます。

もう一点、これはこの調査会でどのレベルの議論をするのかということにつながるんですけども、3ページの(3)の一番下に、新しい民主主義を推進するための仕組みということが書かれているわけなんですけれども、例えば私も16年にルールブックが作られて6年経過しているんですけども、一番どこの部分が十分に機能していないかというと、企画立案部分です。そこにおけるNPOと行政の協働という部分は難しいということで、企画立案の前に意見交換、情報交換というのがあるわけなんですけれども、企画立案の前段階で「協議の場」づくりというのを21年度から進めております。

協議の場づくりというのは、例えば21年度でモデル事業を3つやったんですけども、その1つが、長くなりますけれども、「要介護状態にない高齢者が利用できる地域の交流の場づくり」ということで、要は介護保険のお世話にならないお年寄りが1人でも多く地域で元気に暮らしていただくためにはどういう仕組みが必要かということをして1年議論していただきました。そこに参加していただいたのは、NPOや地縁組織の方、社会福祉協議会の方、行政が加わって、地域での交流の場づくりというのを議論していただきました。

私は、その１年間の議論の中で、こういう地域の交流の場というのがまさに「新しい公共」の１つの具体的なイメージなのかなと思いましたが、こういう具体的な課題について関係者がしっかり議論して、この課題解決にはどういう取組をしていくのがいいかということが１年間行われたんです。

地域での交流の場づくりを受けて、来年の１月にふれあいの居場所づくりということをテーマにフォーラムが開催されるんですけれども、やはり直面する高齢者問題等について、どういうふうに地域が支え合うかということを議論する取組を御紹介させていただいて、先ほど横石委員からの資料提供の居場所と出番ということにつながるんですけれども、これは市町村レベルでは非常に大事な「新しい公共」の場所だと思うんです。ですから、「新しい公共」とは「協働の場」であると言われておりますので、まさにそういう地域における場なんですけれども、ここで議論することが例えば政府がやるべきこと、都道府県レベルでやるべきこと、そして市町村でやるべきことのどのレベルを俎上にのせて議論をするのかという点が計りかねる部分がございますので、そういう意味で意見をさせていただきました。

以上でございます。

○稲継委員 どうもありがとうございました。事務局の方から１点御説明させていただきたい点がございまして、参考資料３のところ、活動基盤整備を通じた透明性・信頼性向上の仕組みのあり方のことについて少し御説明いただけますでしょうか。

○田和内閣府参事官 参考資料３というのを配らせていただいております、先ほどの会議の進め方とも関係するんですけれども、資料２の最後のページ、検討スケジュールというところと併せて見ていただければと思うんですが、先ほど議論がございましたけれども、情報開示・発信基盤のワーキンググループを立ち上げたいということがございました。これは背景は、今まさに税調で税額控除の新しい寄附制度ができる。順調に法律が通れば、４月からそういった新しい動きが動くわけなんですけれども、新しい動きが出た瞬間に、推進会議にも出ましたけれども、国民がＮＰＯとか公益法人とかを仕分けするというどの団体を寄附するのかということを選ぶ社会が突然やってくるわけでございます。

ただ、この前も議論があったかと思いますが、例えば現在ＮＰＯの中で、ホームページを持ってインターネットで財務諸表とかを公開しているのは１０％に満たないという現状にございます。そこで資料３を御用意させていただいたのは、今、日本の中で大所なんですけれども、４つのデータベースがございます。このデータベース、寄附サイトがございますけれども、今の登録の数を見ていただければ、２００とか１００とかそういう基準でございます。それぞれがそれぞれにいろんなことをやっているというのが現状でございます、一番最後のページを見ていただければと思いますが、日本のＮＰＯの先ほど４つ大所が、内閣府というのはこれは官の仕事ですけれども、それ以外の民の方でやられているのを横並びで見ても、全然中身が違っているわけです。それぞれ取り上げている項目も違う。

更に財務内容を見たときに、それぞれのNPOがどういう基準でもってこれを記述しているのか。今、NPOの会計基準というのもできているようにございますけれども、シーズの松原さんが中心になってやられていると聞いておりますけれども、それが一体どこまで普及しているのかということございます。

ということで、4月から非常にNPOを取り巻く環境が一変するわけで、このワーキングの立ち上げる必要性というのは、そういう新しい環境になったときに、なるべく今まさに現場で携わっている方々のコンセンサスをつくりながら、現場で活動していただいている方々がコンセンサスの中で最低限こういうものは情報発信として必要だ、情報開示としては必要だ、そのときのルールはこういうことだということのコンセンサスを得ていく必要性があるということで、このワーキングを開催して、3月までにミニマム、必要だろうと思われるものをコンセンサスとして形成できればと思っております、そういったものを官が主導するというのではなくて、まさにコンセンサスの中でそういうものができ上がれば一番ハッピーだし、そういうものができ上がれば、内閣府としては4月以降、今年の補正予算でとりました「新しい公共」支援事業という88億円の基金がありますけれども、そこを使ういろんなNPOの方々、支援を受ける方々は、その情報開示の1つのガイドラインに乗っかって、各都道府県でいろいろ情報開示をしていただこうかなというようなことを考え、更にいろいろ議論があればそういうグループのコンセンサスの中でそういうガイドラインを改訂していただくとか、そういう動きの舞台を1つ考えていったらどうかということを考えております、そういう意味でこれはまさにできれば3月末までにある程度の具体的に何を発信していくのか、どういうクオリティーが必要なのかということをしてそこでコンセンサスをつくっていただく場として検討していただいたらどうだろう。

そういう意味で、このワーキングのメンバーの方はできれば現場で、まさにここでデータベースを持っていたいただいている方々とか、中間支援のNPOでいろいろ評価をしている方々とか、そういう方々に入っていたいただいて考えていただければどうだろうかということを考えております。

資料の中で1つだけ説明ができなかったので今お時間をいただいて説明させていただきます。

○稲継座長 ありがとうございます。ワーキングは1月に立ち上げる予定とこのスケジュール表では見えるんですけども、そういうイメージ感でいいですか。

○田和内閣府参事官 これは先ほどの設置要綱でも、ワーキングは金子座長との協議の上、開催をするということで、金子座長も非常にこのワーキングは重要だというお認識をいただいているようなので、相談をしてからできれば1月早々にも立ち上げていただければと思っております。

○稲継座長 一応、運営要領によると、ワーキンググループの構成員については金子座長と協議の上、私が指名することになっておりますので、御了解いただければと思います。

あと時間が 10 分ほど。

濱口委員、どうぞ。

○濱口委員 はじめまして。濱口と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど坪郷委員からお示しがあったところですが、基礎的な情報として、国なり地方自治体からのお金あるいは契約の、これは大変な作業なのかもしれませんが、根拠になる法令のざっとしたものをどんな形で結構ですのでお示しいただくと、その基礎作業のところが減るのかなというように思います。どこかで御用意があればと思いますが、なかなか全体とすると大変なのかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○稲継座長 結構分量的には相当になるかもしれませんが、これは事務局の方で御用意していただけますでしょうか。どうでしょうか。

○山内内閣府官房審議官 また後で詳しくお聞きしたいのですが、例えば国で言えば会計法とか、それに基づくいろんな法令というイメージでよろしいですか。

○濱口委員 はい。

○稲継座長 どうぞ。

○市原委員 今、参事官から説明がありました情報開示の関係なんですけれども、これは「新しい公共」支援事業で都道府県などがデータベース構築にお金を使えるというイメージですか。

○田和内閣府参事官 整備するときにお金を使うというか、このワーキングで委託をするとかそういうことを考えているわけではございませんで、あくまでも最終的にはどういうことを発信すべきかというコンセンサスは先ほど見ていただいたようにばらばらですので、それを参加していただける方々が持ち帰って自分たちのそれぞれの団体に反映していただければ一番ハッピーですし、役所でやれることで最低限何ができるかと考えたときには、今回の補正予算でついた 88 億円の予算を活用する方々は、やはり税金を使ってそういう支援を受けられる以上、国民に対してそこでいただいたガイドラインに沿って情報発信をしていただいたらどうかなと考えておりまして。

○市原委員 そういう部分で「新しい公共」支援事業と絡むということですか。

○田和内閣府参事官 そういうことです。そういうてこに「新しい公共」支援事業もこういう情報の 1 つのスタンダード、プラットフォームのミニマムのところを押さえた形でトライアルしていただいてはどうだろうかと考えております。

○市原委員 実は愛知県では、ふるさと雇用の予算を使って 21 年度と今年度で NPO 法人のアピール情報というのを構築しているんです。これは NPO 法人の信頼性を高めるために活動の概要が一定のフォーマットで見ていただけるような仕組みづくりを行って、今年度もそれを充実しているんですけれども、愛知県はそういうことをやって NPO 法人の情報を発信しようとしているんですけれども、今回のワーキングで議論される部分は、例えばそれだけの情報内容では不足だとか、そういう話にも当然なっていくわけですね。

○田和内閣府参事官 そういう可能性はあると思います。つまり、そういう取組みが今は

らばらで行われているということなんですね。それもネットで相互にリンクされていない。だから、隣で何をやっているかもわからない。全部それぞれスタンドバイでやっているという状況になっていますので、そういうのはある程度のミニマムのスタンダードとリンクでちゃんとみんなで張れて、今一体何が起きているのかというのがわかるような仕組みとか、もっと望みたいのは、それぞれの民間の方々はまだベースが大きいですし、更にいろんな付加するサービスというのが多分これからどんどん出てくるんだと思うので、そういうものの最低限のデータベースのところを押さえていくというものの、先ほど見ていただきましたデータベースでもいろいろばらばらになっていて、それも基本的に多いところ、少ないところ、それぞれ目的が違うものですから、これも使い勝手が非常に悪い。

ただ、それを官で指導するというのは変な話なので、それをなるべく皆さんのアイデアでコンセンサスをつくっていただく、そういう場にしたいということです。

○市原委員 ありがとうございます。

○稲継座長 もう時間が終わりに近づいているので、松原委員、藤岡推進会議委員で閉じさせていただきます。

では、松原委員、お願いします。

○松原委員 このワーキングというのは、この要綱からは読めないですけども、このメンバー以外の人でまたワーキングをつくるんですか。2つ質問で、1つ目がそれ。

○稲継座長 そういうことですね。

○山内内閣府官房審議官 勿論、このメンバーの方の中でも、松原さんを含め入っていただけの方がいれば入っていただいた上で、ほかにもいろいろ関心をお持ちの方々がおられますので、そういう人にも入ってもらってやる。そこは一応座長にお任せするということがあります。

○松原委員 今、愛知県さんがおっしゃったように、確かに今のデータベースという話で言うと、全国的なデータベースも書いてあるとおりにんですが、かなり地域、都道府県ベースですとかで今いろんな都道府県、もしくは都道府県の中間支援センターで独自のデータベースをつくられていて、それも多様な取組みをされている状況だと思うんです。そういう話をしていくのだったら、そういうところにも目配りしたものをしていかないと、大きな全国的なデータベースよりは今NPOは地域密着が多いですから、そういう中で地域での信用をどうつくっていくかという視点も見ていく必要があるし、都道府県さんがやられた情報開示もしくは中間支援センターさんがやられている情報開示、その辺りもちゃんと見ていく必要があるんだろう。これが1つです。

もう一つは、シーズもしくは運動的な話になって恐縮なんですけど、今年、NPO法人会計基準というところでNPO法人の会計基準をつくりまして、これは今全国に普及している真最中ですが、これに関して言いますと、今までNPO法にあった現金主義ベースから発生主義ベースに切り替えていきたいと思います。勿論、小さいところはいろいろとできるようにしようという話ですが、その中で計算書類も今ある収支計算書から活動計算書と

いうふうに変えていきたいと思います。できればこれは来年に関していけば、まだわからないんですけれども、今お話ししているのは、そういう内容をNPO法に反映して、NPO法自体改正の動きをしていきたいと思いますという話をしているところでして、そういう動向もきちんと見据えた上で、これはちょうど過渡期にあるということで、来年過渡期で、再来年、認定NPO法人制度も多分再来年ぐらいが本格稼働になってくると思いますから、認定にも資するような２段構えの段取りをとれるようなことを考えておかないと、せっかくつくったものがすぐ使いものにならなくなる、もしくは現場と合わなくなるということにならないように是非お願いしたいと思っています。

○稲継座長 貴重な御意見、御提案、ありがとうございました。

最後に藤岡推進会議委員、どうぞ。

○藤岡推進会議委員 私は先ほど寺脇委員さんと横石さんが言われた３ページの行政と市民セクターとの相互交流の促進についてのところで意見を言わせていただきたいと思います。ここでプロボノとかボランティアとか、そういう関わりだけではなく、寺脇委員がおっしゃられたように、行政で働いていた人が退職をしてNPOで働くという人の動きが重要だと思います。

そのためには、当然労働環境の整備というものが必要になってきます。労働環境の整備をするときに、社会課題を解決するには、ほとんどお金にならないところで解決するときに、資金をどう調達するかという中で、この専門調査会の中で議論いただいている公的資金の入り方が非常に重要になりイギリスでACEVOという組織がありますけれども、その事務局長においでいただいたときも、イギリスでフルコストリカバリーということでその浸透が進んだ中で、それが最も適切な資金提供の仕方だということで、その成果が出ているのではないかと、明確にあるのではないかとということもおっしゃっていますので、そこで強くとらえていただきたいなというのを思っています。

１つフルコストに関しましては、福岡県の大野城市というところが人口９万ぐらいなんですけれども、職員の方が３００人ぐらいしかいらっしゃらないということで、非常に職員の数が少ないと思いますけれども、ここは地域の組織であるとか、サードセクター組織にフルコストで事業を出しております。かなり成果が出ているのではないかと思います。そこで働いている人もたくさんいらっしゃるということです。そういう関係性で議論させていただければと思っています。

○稲継座長 どうも情報ありがとうございました。

それでは、時間の関係上、ここで切らせていただきます。本日いただきました御意見、御提案、たくさん貴重なものをいただいたと思います。事務局で論点整理のたたき台を作成していただきまして、それについて次回御議論をいただきたいと思いますと考えております。

論点整理がまとまった段階で親会議、「新しい公共」推進会議に御報告し、その後、論点整理を踏まえた対応の方向性について本調査会で議論を引き続き進めていきたいと考えております。

本調査会には、専門家の皆様方や実務家の方々にお集まりいただいております。委員の皆様から論点整理に沿った検討を深めるための発表をお願いできればと考えておりまして、次回、塚本委員の方から御発表をお願いしたいと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。

○塚本委員 はい。

○稲継座長 では、よろしくお願いいたします。これらの検討に関連して、外部の有識者からのヒアリングなどにつきましても御提案がございましたら、私か事務局の方に御連絡ください。

最後に、NPO等の活動基盤整備を通じた透明性・信頼性向上の仕組みのあり方につきましては、本日の御議論を踏まえて、金子座長と御相談してワーキンググループを早急に開催し、検討を進めてまいりたいと思います。構成員に関しましては、先ほどの御提案の趣旨も踏まえて決めていきたいと思います。

次回は年明けの開催になると思いますが、詳細は事務局より御連絡させていただきます。それでは、本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。